

主催者教育に関するシンポジウムを開催しました！

愛知県弁護士会は、平成28年9月3日、アイリス愛知におきまして、小中高の教員の皆様を対象としたシンポジウム「主権者教育を考える～実践したらこうなった～」を開催いたしました。ここでは、その内容の一部をご紹介します。

【基調講演「司法教育、法教育、そして主権者教育」】

〈「報告の概要」（講演資料より抜粋）〉

法教育をめぐる状況を整理し、主権者教育をすすめるにあたって考慮すべき課題を検討します。教育や啓蒙によって「形成」されるべき内容は、単に守るべき法やルールของ知識を得たり、既存の統制システムに順応的な態度を形成することにとどまりません。ルールを構成する主体としての役割を取得し、既存のルールを批判的に検討しようとする態度も重要な内容です。

さらに、国家をも含む他者によってパターンリスティックに自らの権利や自由が保護されるだけでなく、手続ルールに則って権利や自由を自ら主張しようとする態度の形成が必要です。

このような遵法的かつ批判的主体像こそが民主主義を支える近代的な「市民」のあり方のひとつとして考えられるからです。

このような態度を、教育によって形成することはいかにして可能なのでしょうか？

名古屋大学大学院法学研究科の藤本亮教授の基調講演では、まず、1990年代前半から行われてきた司法教育・法教育から、2000年代以降に登場した「シティズンシップ教育」、選挙権年齢の満18歳以上への引き下げにより昨今注目されるようになった「主権者教育」まで、1990年代以降の法教育の潮流が紹介されました。

その上で、法教育とシティズンシップ（市民性）教育とは教育内容について重複しつつ独自の展開をしており、主権者教育に対しての動きも法教育系の対応とシティズンシップ教育系の対応とが連動しつつも比較的独立して進行しているとお話がありました。

【実践授業報告】

続いて、名古屋市立丸の内中学校の西脇佑教諭が、実際の授業風景を撮影した動画を用いながら実践授業報告を行いました。この実践授業は、「丸の内学区の放置自転車問題」をテーマとして、生徒がフィールドワークを行い、グループごとに解決策を話し合った後、弁護士のサポートを受けて解決策を改善していくというもので、名古屋市の社会科教員と愛知県弁護士会法教育委員会委員とで構成される名古屋法教育研究会での議論を経て行われたものです。

実践授業では、生徒同士が活発に意見を述べ合っており、参加された教員の方々には、非常に興味深い様子で動画をご覧いただくことができました。

西脇教諭としては、今後は税金や社会保障など、より難しい社会的なテーマも実践授業で扱い、生徒に社会の構成員としての自覚を持ってもらいたいとのことでした。

【パネルディスカッション】

最後に、藤本亮教授の基調講演と西脇佑教諭の実践授業報告を踏まえたパネルディスカッションが行われました。

行政側の立場からご登壇いただいた文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官の樋口雅夫氏からは、高校の主権者教育は社会を「リアル」に作る力を養うことが目的であり、中学校のそれは社会を作る基礎的な力を養うことが目的であるとした上で、中学校段階でこのような実践授業が行われていることは非常に意義のあることだとのお話がされました。

また、名古屋市立守山西中学校の寺田太郎教諭から、法教育イコール主権者教育であり、主権者教育イコール社会科教育であるとの言及がなされたところ、参加者の多くが深く頷いていらっしゃいました。

そして、政治的中立性については、授業で取り扱うねらいや目的を明確にして生徒に示すことで政治的中立性にも配慮することが考えられ、その意味では公正さも求められるとのご意見や、教員が自身の意見を示すのではなく、弁護士等の活用を通じて見解を提示することも選択肢の一つではないかとのご意見が出されました。

参加者アンケートより

参加者の皆様からは、「実践授業の様子を見ることが出来て大変参考になった。」、「弁護士にゲストティーチャーとしてどのように関わってもらえるのかがよく分かった。」との感想を多く頂きました。

一方、主権者教育について日頃お悩みの点としては、「授業時間数が足りない。」、「学校全体としての取り組みになかなかつながらない。」、「対象を選挙に限定した付け焼刃の対応になってしまっている。」、「生徒たちに『自分が主権者』であるという意識を持たせるのが難しい。」、「社会科や学校、法律家だけでなく、もっと幅広く市民全体で考えなければならぬのではないか。」とのご意見や、「小学校段階での主権者教育とはどのようなものなのか。」とご質問がありました。

シンポジウムを終えて

今回十分言及できなかった「政治的中立性」。これをどのように考えるべきでしょうか。教育基本法では、「主権者教育」を教育の目的、目標とし、その実施において求められるのが「政治的中立性」とされています。つまり、政治的中立性は、主権者教育という目的・目標実現のためにこそ求められるものなのです。政治的問題を扱わずに、教育基本法が求める「民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質」を有効に育むことができるでしょうか。教員の意見表明を禁止しながら、「自身の意見を形成し表明すること」の重要性を説くことは不合理ではないでしょうか。政治的中立性とは、「教員による見解の押しつけにならない」、「論争のあるものは論争のあるものとして扱う」、「生徒が政治状況や自分の利害を分析し、政治参加できる力を身につけさせる」といった点に集約されるものと、私たちは考えます（ドイツ「ボイテルスバッハ合意」）。

愛知県弁護士会では、「弁護士による出前授業」を実施しております。今回の実践授業のように、弁護士に複数の意見を表明させる方法で、生徒への主権者教育を行う方法もあります。私たち弁護士は、喜んで先生方のお手伝いをさせていただきますので、お気軽に弁護士会にお声かけください。